



条例の制定や改正



◇西原町介護保険条例の一部を改正する条例

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第1項の68の項及び第2の94の項により、条例第2項第1号及び第14条第2項第1号を改正する必要があるため。

◇西原町障害者介護給付認定審査会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律施行令」第5条一部改正に伴い、「障害者介護給付認定審査会の委員の定数等を定める条例」の一部を改正する必要があるため。

◇西原町下水道条例の一部を改正する条例

下水道施行令の一部を改正する政令に伴い、下水道条例の一部を改正する必要があるため。

◇西原町学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例

条例に規定されている運営委員会は、学校給食共同調理場の運営に関する重要な事項について審議し、所長へ助言することになっているが、助言先を事務執行の責任者である教育長に改めるため。

◇西原町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

予算編成緊急アクションプランにより、三役の給与を3%減額することとしたため。

◇西原町教育長の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例 附則第2項の規定により、効力をゆるするものとされる旧西原町教育長の給与、旅費、 勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

予算編成緊急アクションプランに基づき、教育長の給与を3%減額することとしたため。

◇西原町職員定数条例の一部を改正する条例

西原町農業委員会における業務の効率化を図るため、職員の1人を専任化する改正を行う。



◇行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

行政不服審査法（平成26年法律第68号）制定により、関係条例として、西原町情報公開条例、個人情報保護条例、行政手続条例及び手数料徴収条例の整備を行う必要が生じたため。

◇西原町行政不服審査会条例

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条の規定により、地方公共団体は、行政不服審査会の付属機関を置くことが義務付けられたため、条例を制定するものである。

◇西原町証人等の費用弁償に関する条例及び西原町職員定数条例の一部を改正する条例

農業委員会等に関する法律（平成26年法律第88号）の改正により引用条文の条項にずれが生じ、西原町証人等の費用弁償に関する条例及び町職員定数条例の一部を改正する必要があるため。

◇西原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

時間外勤務手当が支給されない管理職に対し、週休日等に公務の運営の必要により勤務した場合に、管理職員特別勤務手当を支給するため。

◇西原町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

学校教育法の一部を改正する法律（平成27年法律第46号）により、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」が新たな学校の種類に規定されたため。

◇西原町特別職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

中央公民館館長の報酬の改定を行うため、また、行政不服審査会設置に伴い委員の報酬を規定するため、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例を改正する必要があるため。

◇西原町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）が平成27年11月26日に公布されたことに伴い、審査申請等について、規定に準じている提出書面の規定を新法に対応するため所要の改正等、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する必要があるため。

◇西原町家庭的保育事業等の設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県が国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士制度を活用したことに伴い、資産の追加を条例で定めるため、西原町家庭的保育所事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要があるため。